

＜先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート＞

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付してください。

事業者名			
住所(送付先)			
本件担当者名		担当者メールアドレス	
電話番号			FAX番号

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「○」をチェックしてください】

I 先端設備等導入計画の認定申請時に必要となる提出書類			申請者 チェック	大町市 使用欄																											
1	申請時に必要な書類	先端設備等導入計画に係る認定申請書(別紙「先端設備等導入計画」含む)(生産性向上特別措置法施行規則様式第3)																													
2		直近の市税納税証明書																													
3		事業概要の確認できる資料(定款、登記事項証明書、パンフレット、ホームページ公開資料等)																													
4		認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書(先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類)																													
5	を固定資産税の特例措置を受ける場合の特例措置に必要書類	先端設備等に係る誓約書(生産性向上特別措置法施行規則様式第4)																													
6		各工業会による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し(※計画認定後から固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出可能。原本は申請者が保管してください。)	追加提出	追加提出																											
7		【リース取引の場合】リース見積書の写し																													
8		【リース取引の場合】固定資産税軽減計算書(リース会社が作成)の写し																													
9		提出資料の写し等は申請者自らで保管しているか。(固定資産税の特例措置を受ける場合は、償却資産の申告時に写しの提出が必要です。)																													
II 先端設備等導入に係る認定申請書(先端設備等導入計画含む)関係			申請者 チェック	大町市 使用欄																											
1	申請書に住所、記名、押印があるか。(法人の場合は法人の実印を押印のこと)																														
2	【共同申請の場合】代表事業者と参加事業者が記載され、押印があるか。																														
3	主たる事業の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。																														
4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">業種分類</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">中小企業等経営強化法第2条第1項の定義</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の額又は出資の総額</td> <td style="text-align: center;">常時使用する従業員の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製造業その他</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> <td rowspan="7" style="vertical-align: top;">◎いずれにも該当しない場合は、計画認定の対象外になります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゴム製品製造業※</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">900人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旅館業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">200人以下</td> </tr> </table>		業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業その他	3億円以下	300人以下	◎いずれにも該当しない場合は、計画認定の対象外になります。	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	
業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義			※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。																											
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																													
製造業その他	3億円以下	300人以下	◎いずれにも該当しない場合は、計画認定の対象外になります。																												
卸売業	1億円以下	100人以下																													
小売業	5千万円以下	50人以下																													
サービス業	5千万円以下	100人以下																													
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下																													
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
旅館業	5千万円以下	200人以下																													
5	計画期間が、3年間以上5年間以内となっているか。																														
6	「自社の事業概要」について、定款等の事業概要が確認できる資料と整合が取れているか。																														
7	「自社の経営状況」について、自社の財務状況となる売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。																														
8	「具体的な取組内容」について、「4(3)先端設備等の種類及び導入時期」に記載されている各番号の設備等による取組内容の概要が、漏れなく、具体的(商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであることがわかるよう)に記載されているか。																														
9	労働生産性の伸び率について、計画期間で除して年平均3%以上となっているか。(3年間:9%以上、4年間:12%以上、5年間:15%以上)																														
10	「所在地」が市内事業所になっており、住所に誤りがないか。																														
11	「導入時期」が、過去に取得されたことになっていないか。(※設備は計画認定後に取得が必須)																														
12	「導入時期」が、円滑かつ確実に実施される見込みの時期になっているか。(※変更手続きが生じる恐れがありますので、非現実的なスケジュールは避け、メーカーの都合等を総合的に勘案し保守的なスケジュールを計画すること。固定資産税の特例の適用を受ける設備は、平成33年(2021年)3月31日までに導入する必要があります。)																														
13	「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェアの減価償却資産の種類を記載しているか。																														
14	「証明書等の文書番号」の記入漏れや「設備等の種類」とのズレ等の誤りはないか。																														
15	「設備等の種類別小計」は、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。																														
16	同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。																														
17	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金、その他の資金の調達方法を記載しているか。																														
18	「先端設備等導入計画」の「4(3)先端設備等の種類及び導入時期」の中から、固定資産税の特例を受けるもののみを「先端設備等に係る誓約書別紙」に記載しているか。また、整合が取れているか。【固定資産税の特例をうけるものの記載はⅢの確認事項を参照のこと】																														

Ⅲ【固定資産税の特例を受ける場合】先端設備等に係る誓約書関係				申請者 チェック	大町市 使用欄
1	「先端設備等導入計画」の「4(3)先端設備等の種類及び導入時期」の中から、固定資産税の特例を受けるもののみを「先端設備等に係る誓約書別紙」に記載しているか。また、整合が取れているか。【再掲】				
2	「別記」記載の資産には、中古資産はないか。				
3	(1)	事業者の経理方式は、「税込経理」か「税抜経理」か。		税込経理 税抜経理	税込経理 税抜経理
	(2)	(1)で「税込経理」の場合、取得価格(単価又は金額)に消費税を「含んでいる」か。(リース取引は除く。)			
	(3)	(1)で「税抜経理」の場合、取得価格(単価又は金額)から消費税を「抜いている」か。			
4	(1)	設備等の導入に際し、リース取引に該当するか。		該当する 該当しない	該当する 該当しない
	(2)	(1)で「該当する」場合、ファイナンスリース取引に該当するか。(オペレーティングリースは対象外。)			
	(3)	(1)で「該当する」場合、所有権「移転外」リース取引か、所有権「移転」リース取引か。「移転」の場合、固定資産税の申告者は誰か。「移転外」の場合は、リース会社が固定資産税の申告時に特例申請の手続きをとりまします。「移転」の場合であって「ユーザーが固定資産税の申告・納付をする」場合は、ユーザーが申告時に特例申請手続きを。「移転」の場合であって「リース会社が固定資産税の申告・納付をする」場合は、リース会社が申告時に特例申請の手続きをする必要がある。)		移転外 <small>移転：ユーザー納付申告 移転外：リース会社納付申告</small>	移転外 <small>移転：ユーザー納付申告 移転外：リース会社納付申告</small>
	(4)	(1)で「該当する」場合、取得価格は「消費税抜」となっているか。(事業者の経理方式にあわせない。)			
5	以下のいずれかに該当しない(チェックがつかない)ものがあれば、当該償却資産については固定資産税の特例の対象にはなりません。			/	/
	(1)	「機械及び装置」に該当するものは、1台又は1基の取得価格が160万円以上に該当するか。			
	(2)	「機械及び装置」に該当するものは、販売開始時期が10年以内に該当するか。			
	(3)	「機械及び装置」に該当するものは、旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上するものであり、各工業会による「生産性向上要件証明書」を取得しているか、又は1/1までに取得して市に追加提出する予定であるか。		取得している 追加提出予定	取得している 追加提出予定
	(4)	「測定工具及び検査工具」に該当するものは、1台又は1基の取得価格が30万円以上に該当するか。			
	(5)	「測定工具及び検査工具」に該当するものは、販売開始時期が5年以内に該当するか。			
	(6)	「測定工具及び検査工具」に該当するものは、旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上するものであり、各工業会による「生産性向上要件証明書」を取得しているか、又は1/1までに取得して市に追加提出する予定であるか。		取得している 追加提出予定	取得している 追加提出予定
	(7)	「器具及び備品」に該当するものは、1台又は1基の取得価格が30万円以上に該当するか。			
	(8)	「器具及び備品」に該当するものは、販売開始時期が6年以内に該当するか。			
	(9)	「器具及び備品」に該当するものは、旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上するものであり、各工業会による「生産性向上要件証明書」を取得しているか、又は1/1までに取得して市に追加提出する予定であるか。		取得している 追加提出予定	取得している 追加提出予定
	(10)	「建物附属設備」に該当するものは、1の取得価格が60万円以上に該当するか。			
	(11)	「建物附属設備」に該当するものは、販売開始時期が14年以内に該当するか。			
(12)	「建物附属設備」に該当するものは、旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上するものであり、各工業会による「生産性向上要件証明書」を取得しているか、又は1/1までに取得して市に追加提出する予定であるか。		取得している 追加提出予定	取得している 追加提出予定	
Ⅳ その他				申請者 チェック	大町市 使用欄
固定資産税の特例を受けるには、計画認定後、償却資産の申告時に手続き(計画申請書、認定書、工業会証明書等の写しの提出など)が必要であることを理解しているか。					
計画認定後、メール、郵送等を活用したアンケート調査を実施する場合、ご協力いただけるか。				可・否	
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載	補助金等名称				
	交付機関名		申請時期		
認定経営革新等支援機関の名称等を記載	支援機関名称等				
	担当者		連絡先(TEL)		

備考欄(大町市使用欄)

受領日:平成 年 月 日

--